ホ　送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。

ヘ　一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1)　五、二一〇MHzの周波数の電波を使用する場合

一・二五ミリワット以下

(2)　その他の周波数の電波を使用する場合

(一)　五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局（基地局又は陸上移動中継局に限る。）の五、二一〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合

六・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、三・一二五ミリワット以下）

(二)　(一)以外の場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

ト　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の（±）三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値

チ　帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1)　五、二一〇MHz（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局が使用するものを含む。）及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用する場合

基準チャネル	五、二一〇MHz		
周波数帯	五、〇二〇MHz以上五、一三四・八MHz以下	五、一三四・八MHzを超え五、一五〇MHz以下	
基準チャネルからの差の周波数（f）	七五・二MHz以上一九〇MHz以下	六〇MHz以上七五・二MHz未満	
一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力	二・五マイクロワット以下	一二・五マイクロワット以下	